

(仮称) 長岡風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年1月

日立サステナブルエナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 ..	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年11月6日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和2年11月6日（金）付 新潟日報

② 広報による公告（別紙2参照）

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

・ながおか 市政だより（令和2年11月号 No.794）

・広報いずもざき（令和2年11月号 No.546）

・広報かしわざき（令和2年11月号 vol.1220）

・広報かりわ（令和2年11月号 No.513）

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・当社のウェブサイト

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎9か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

・長岡市役所 環境政策課

（新潟県長岡市寿3丁目6番地1号）

・長岡市役所 三島支所 市民生活課

（新潟県長岡市上岩井1261-1）

・長岡市役所 和島支所 市民生活課

（新潟県長岡市小島谷3434-4）

・長岡市役所 与板支所 市民生活課

（新潟県長岡市与板町与板甲134）

・出雲崎町役場 ロビー

（新潟県三島郡出雲崎町大字川西140）

- ・ 柏崎市役所 市役所 1 階ロビー
(新潟県柏崎市中央町 5 番 50 号)
- ・ 柏崎市役所 環境課 (クリーンセンター)
(新潟県柏崎市松波 4 丁目 13 番 13 号)
- ・ 柏崎市役所 西山町事務所
(柏崎市西山町池浦 117 番地 2)
- ・ 刈羽村役場 福祉保健課 1 階 2 番窓口
(新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田 215 番地 1)

② インターネットの利用による縦覧 (別紙 3 参照)

- ・ 当社のウェブサイト
<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和 2 年 11 月 6 日 (金) から令和 2 年 12 月 7 日 (月) まで

- ・ 関係公共団体庁舎 土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間とした。
- ・ インターネット 常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 8 名であった。

(内訳) 長岡市役所 環境政策課	3 名
長岡市役所 三島支所 市民生活課	5 名
長岡市役所 和島支所 市民生活課	0 名
長岡市役所 与板支所 市民生活課	0 名
出雲崎町役場 ロビー	0 名
柏崎市役所 市役所 1 階ロビー	0 名
柏崎市役所 環境課 (クリーンセンター)	0 名
柏崎市役所 西山町事務所	0 名
刈羽村役場 福祉保健課 1 階 2 番窓口	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和2年11月20日（金）19時00分から19時50分まで
- ・ 開催場所：西越地区農村環境改善センター（新潟県出雲崎町大字沢田439-1）
- ・ 来場者数：4名

- ・ 開催日時：令和2年11月21日（土）10時00分から11時20分まで
- ・ 開催場所：みしま会館（新潟県長岡市上岩井1260番地1）
- ・ 来場者数：57名

- ・ 開催日時：令和2年11月21日（土）15時00分から16時05分まで
- ・ 開催場所：西山ふるさと館（新潟県柏崎市西山町坂田717-4）
- ・ 来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙4、別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月6日(金)から令和2年12月21日(月)までの間

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は43件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は43件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	いただいた意見書については、要約せず、全文を公開いたします。 また、ご意見に対してはひとからげにすることなく回答するとともに、順番についても並び替えずにお示しいたします。
2	■2. コウモリ類の保全措置について 2020年に出版された文献には、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。 よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として必ず検討して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）	コウモリ類に関する環境保全措置については、現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリング、ご意見いただいた点を参考に適切な環境保全措置を検討いたします。
3	■3. P370 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との意見に対して事業者は「現段階では確定に至っておりません」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	現段階では、採用を予定する風力発電機は決まっておりますが、カットイン風速未満では、ブレードは回転しません（僅かながら遊転いたします）。 なお、バットストライクに関する予測については、現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリング、ご意見いただいた点を参考に検討いたします。
4	■4. P370 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？との意見に対して事業者は「現段階では確定に至っておりません」と回答した。それでは、事業者は<u>カットイン風速以上でフェザリングできない機種</u>を国内で何基使用しているのか。	現段階では採用する風力発電機は決まっておりますが、フェザリングの機能を有する機種の採用を検討しております。
5	■5. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※45個体（4種、1～32個体）、2015、07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22（1）、9～11、2017） ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ」	バットストライクの発生のメカニズムについては未だに不明な点が多く、知見も少ないのが現状と考えております。そのため、最新の知見の収集はもちろんのこと、対象事業実施区域及びその周囲において、実際にどの程度のコウモリ類が利用しているのかを調査によって把握することが重要であると考えております。現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリング、ご意見いただいた点を参考に適切な環境保全措置を検討いたします。

	リ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書 (公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県	
6	■6. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>本事業者も必ず実施して頂きたい。</u>	現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリング、ご意見いただいた点を参考に適切な環境保全措置を検討いたします。
7	■7. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリング、ご意見いただいた点を参考に適切な環境保全措置を検討いたします。
8	■8. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「日立サステナブルエナジー株式会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置	現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考に適切な環境保全措置を事前に検討いたします。

	（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が<u>実施しない理由</u>を述べよ。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）	
9	■9. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考に適切な環境保全措置を事前に検討いたします。
10	■10. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が<u>事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由</u>を述べよ。	現地調査結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考に適切な環境保全措置を事前に検討いたします。
11	■11. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。仮に事業者が今後、「予測の不確実性」について言及する場合は（おそらくするだろう）、「予測の不確実性」の定義を述べること。	「予測の不確実性」については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年3月）では、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」について以下のように記載されております。 「過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。」
12	■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	最新の国内の知見や専門家へのヒアリング、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を事前に検討いたします。
13	■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考に適切な環境保全措置を事前に検討いたします。

	実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施していただきたい。</u>	
14	■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について p371 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を延べよ』という住民等意見に対して、 ===== 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。
15	■15. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。
16	■16. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。（Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010）	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。
17	■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。
18	■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2	

	そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。
19	■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。 「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」とは考えておりませんので、真摯に対応いたします。
20	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	現地調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、最新の国内の知見や専門家へのヒアリングを参考にコウモリ類に対する影響を回避又は低減できるよう、適切な環境保全措置を検討いたします。 「国内の風発事業者が適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」とは考えておりませんので、真摯に対応いたします。
21	■21. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	音声モニタリング調査の録音時間は、日没 1 時間前から、日の出 1 時間後までを想定しております。
22	■22. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べることを。	使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を準備書にて記載いたします。
23	■23. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況を把握し、その結果を踏まえ、適切に環境影響を予測及び評価いたします。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討いたします。
24	■24. P297 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P299 「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予	現地調査において実施する音声モニタリング調査によって、コウモリ類の生息状況について把握に努めます。

	測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「<u>定量的</u>」に行うこと。	す。しかしながら、自動録音調査についての解析については、国内における事例も少なく、確立された手法が未だに存在しないのが現状であると考えております。今後さらなる知見の収集に努めるとともに、定量的な予測及び評価について検討いたします。
25	■25. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令*に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しております。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認められる場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。 ※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）
26	■26. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事後調査が必要と判断された場合には、最新の知見、専門家へのヒアリング結果を参考に検討いたします。
27	■27. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 ①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上^の調査を、毎月2回以上の頻度で行うこと。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事後調査が必要と判断された場合には、最新の知見、専門家へのヒアリング結果を参考に検討いたします。
28	■28. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects	調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事後調査が必要と判断された場合には、最新の知見、専門家へのヒアリング結果を参考に検討いたします。

	Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
29	■29.「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出不せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査については、信用いただけるよう、今後も最新の知見の収集に努め、内容を検討いたします。 事後調査の内容については、新潟県環境影響評価条例第31条に基づき、事後調査結果報告書（以下、報告書）として新潟県知事に提出するとともに、一般の方に向けても公表されることとなります。ご意見にありますように、住民の方から意見書を提出いただけるような規定については、同条例に明文はされておりませんが、提出した報告書について、必要があると認められた場合には、新潟県知事より、環境の保全について、ご意見をいただくこととなっております。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	意見書の趣旨 長岡市と出雲崎町に掛かる丘陵地で進められている「長岡風力発電事業」については、令和2年5月の環境配慮書（以下配慮書）の公告を経て11月6日には環境影響評価方法書（以下方法書）の公告が行われた。同時に地元では事業説明会が開催中である。配慮書作成段階から地元の長岡野鳥の会は事業者によるヒアリングを通して、本事業計画地並びに周辺地域における野鳥の生息状況について提言を行ってきた。今回方法書の閲覧と併せて事業説明会が開催されたことによって初めて本事業規模と事業計画の概要が明らかにされた。方法書によれば総発電出力46,200kWの発電量を確保するため、ローター直径116～140mの風車が11基設置される計画である。この事業規模は、事業者が全国に展開する27カ所の風力発電所の中でも最大規模になる。地上高約200m上空を約5kmにわたって風車が連続することになる。このような陸上地域における風車の連続は、当然バードストライクやバットストライクの発生率を高めると同時に、風車設置に伴う周辺環境（樹木の伐採や地形の改変）の変化によって事業実施区域に生息する野生鳥獣の個体数減少や他地域への避難、移動が懸念される。併せて私たちが心配しているのは、新聞報道でも明らかにされているように、本事業実施区域に隣接して、さらに大規模な風力発電事業（仮称 西山風力発電事業）が計画されていることである。御社とは別の事業者とはいえ、同一地域におけるこのような大型風車の一極集中は、野鳥をはじめ自然への負担を軽減するという観点からも危惧されることである。私たちが事業者に望むのは、風力発電との共存を図りながら、野鳥への影響をできる限り回避・低減する方策を検討することであり、そのためには地域に根差した的確で詳細な現地調査の実施とその公表である。	いただいたご意見を真摯に受け止め、今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類を含む動植物の生息・生育状況の把握に努めます。得られた現地調査結果を踏まえ予測及び評価いたします。野鳥をはじめ自然環境への負荷をできる限り回避・低減するよう環境保全措置を検討し、これらの結果を準備書にて取り纏めて公表いたします。
31	環境影響評価調査に対する要望 (1)事業実施想定区域（以下事業実施区域）は、過去における鳥類調査が比較的少ない地域である。そのため環境影響評価調査（以下環境調査）においては文献を参考にしながらも徹底した現地調査をお願いしたい。	今後の手続きにおいて、既存の文献を参考に対象事業実施区域及びその周辺における現地調査により鳥類の生息状況の把握に努めます。
32	(2)環境調査に当たっては、希少猛禽類や重要種だけに注目するのではなく、あくまでも事業実施区域とその周辺地域に生息する鳥類を四季にわたって調査してもらいたい。またこの地域で生息が確認されている、クマタ	鳥類に関しては、四季を通じての調査を実施いたします。ご意見いただいた、猛禽類の出現状況及び繁殖状況の把握に努めるとともに、渡りについては、日の出前後及び日没前後の時間帯を中心に調査を実施することに

	カ、オオタカ、ハチクマ、ミサゴの出現とその繁殖確認に努めていただきたい。特に春季（4～5月）と秋季（10～11月）の渡りの時期には、日中ばかりでなく、夜間にツグミ類、ヨシキリ類、センニュウ類、フクロウ類などが渡ることが知られているため夜間の調査も考慮いただきたい。	より、可能な限り夜間における渡りの状況の把握に努めます。
33	(3)事業実施区域並びに周辺地域は、中越地方では冬期の積雪が比較的少ない地域である。そのため下越地方や内陸部一帯が大雪に見舞われたときには、事業実施区域の東側（長岡市三島地域）水田に餌を求めて、マガン、ヒシクイ、コハクチョウが大挙して避難して来るという事例がある。また積雪によって小鳥類の避難や移動も活発になるため、冬期の調査に当たっては周辺地域の積雪状況も考慮した調査が必要である。	貴重な情報をいただきましてありがとうございます。 冬季における現地調査実施の際には、周辺地域の積雪状況についても把握に努めます。
34	(4)事業実施区域の東側水田一帯（長岡市中之島地域）はマガン並びに白鳥の越冬地である。ここに越冬するマガンは、渡来した10月上旬から11月中旬までは海上を嵜にするため、晴れた日には事業実施区域北側の丘陵地を越えて寺泊沖の海上に向かい、翌早朝に再び採食地の水田に戻って来る。また出雲崎沖の海上は、ウミウ等の海鳥類と共にマガモ、カルガモなどの集団休息場所になっており、これらのカモ類は夕方一斉に海上から飛び立ち、丘陵東側一帯の水田へ採食に出て行く。このマガンやカモ類の朝夕の行動が事業実施区域に掛かる可能性があるので確認調査を要望したい。	貴重な情報をいただきましてありがとうございます。 ご意見いただいた越冬期におけるマガンやマガモ、カルガモなどの嵜と餌場との移動経路に留意した上で、渡り鳥の移動経路の現地調査を実施いたします。
35	(5)信濃川大河津分水にはオジロワシ（絶滅危惧Ⅰ類）のつがいと思われる2羽が越冬している。日中は信濃川で過すが、休息場所や嵜が事業実施区域を含む丘陵地にあるので、希少猛禽類調査の際には特段の注意を払っていただきたい。	貴重な情報をいただきましてありがとうございます。 オジロワシについても、猛禽類調査を含む鳥類調査時には留意いたします。
36	(6)以上の環境調査の結果については、今後地元で開催される説明会等を通して野鳥関係者と共有し、野鳥への影響を低減するための対応策を準備書に反映させていただきたい。	すべての現地調査結果は、現地調査が終了し、取り纏めた段階で公表となるため、住民説明会等にて住民の皆様にお示しできるのは、準備書以降の手続きになります。 なお、準備書の取り纏めに当たっては、現地調査結果、鳥類の専門家等のヒアリングを踏まえ進めることとしており、野鳥への影響を低減するために環境保全措置を講じた上で予測及び評価いたします。 準備書においても方法書と同様に縦覧を実施し、野鳥関係者の方々を含め、住民の皆様からご意見をいただきます。

（意見書 3）

No.	意見の概要	事業者の見解
37	1. 三島地域では西山からの雨水が小木城川、樽井川に流れて、黒川にそそいでいます。その黒川は与板で信濃川に合流しています。昨年は黒川合流部であふれる状態になりました。 脇野町地域では小木城川、樽井川に集められた雨水が黒川にポンプで排水されます。 今後の雨量の増加の関係から、小木城川樽井川の水量増加もあると考えなければなりません。地勢的な考慮を充分お願いします。	林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査がございます。林地開発許可は開発行為を行うにあたり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっております。今後の手続きにおいて、関係機関と協議を実施し、森林の有する機能を阻害しない事業計画を策定いたします。
38	2. 低周波ノイズに関しては環境省の視点からは影響は無いと言われましたが他所の現実を見て「現場」「現物」「現実」を見てきちんと判断するか十分な分析をして下さい。 他の風力以外のいろいろな設備導入をされていると思いますが「轍を踏まない」ことが肝心です。	低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存

（表は次ページに続く。）

	以上	をしない。」とされております。しかしながら、本事業では低周波音（超低周波音を含む。）についても現地調査、予測及び評価を行いその結果を準備書にてお示しいたします。
--	----	--

（意見書 4）

No.	意見の概要	事業者の見解
39	計画どおり建設されると国内最大の発電力（量）となるとの事、建設に当っては充分、地元住民、行政（県、市、町）と常に連絡し合って進めていただきたい。 西山丘陵は、地震の断層もあり、急傾斜の山谷等で、山崩れ等にも充分注意していただきたい。 国道の中永トンネルにも、万一（想定外）倒壊等事故にも注意していただきたい。 尾根道には、文化財的な遺跡があるかもしれないので、行政と連携してほしい。地域の事業への疑問点、不安等には十分な説明、真摯な対応をお願いします。	風力発電及び本事業についてのご理解を深めていただけるよう、今後の手続きにおいても事業計画の進捗状況に応じて住民の皆様への説明会の場を設けるようにいたします。また引き続き、行政とも適宜協議を実施いたします。 今後の手続きにおいて地盤調査を実施した結果を踏まえ、工事計画を検討いたします。 また、林地開発許可の手続きにおいて「災害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について行政による審査において土砂災害について検討いたします。林地開発許可は開発行為を行うにあたり、森林の有する機能を阻害しないようにすることが目的となっており、その点についても留意いたします。 対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財については文献その他の資料により位置を把握しておりますが、行政と適宜協議を実施いたします。

（意見書 5）

No.	意見の概要	事業者の見解
40	1. 景観の大きな変化 事業予定地の地図の公開はされているが巨大な風車が建設・設置された後の景観が予測できない。現代のCG(computer graphics)の技術を用いれば、巨大な風車が建設された後、予想される景観のイメージは簡単に作成できるはずだと思う。巨大建造物ができてから、こんなはずではなかったと思わない為にも発電施設の完成予想図を公開した後に地域に説明するべきだと思う。 ちなみに 2021 年に東京オリンピックの開催が予定されているが、各競技施設の完成予想図は公開されている。競技場の完成予想図が公開されるのに風力発電施設の完成予想図が公開できない訳がないと思う。	今後の手続きにおいて主要な眺望点だけではなく、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居も身近な眺望点として選定し、現地で撮影した写真をもとにフォトモンタージュを作成し、景観への影響を極力低減するよう、風力発電機の機種や配置等を検討いたします。また、その結果を準備書における住民説明会にて地元住民の皆様が風力発電機設置後の景観をイメージしやすいようお示しいたします。
41	2. 騒音の問題 事業予定地は、小木ノ城連峰を予定していると聞くが、高所にあるだけに風車の周囲に障害物が少なく騒音の到達距離が伸びると思う。特に低周波騒音の到達距離は広範囲に及ぶと聞くがその低周波騒音の到達範囲の対策があるのか。 他地域の既存の風力発電施設の周囲で当初予測しなかった低周波騒音の問題が明らかになっており、とてもその周辺に住める状況ではなく移住を検討する場合もあると聞く。これは、低周波騒音に対する対策が無いに等しいか、基準が甘すぎる結果だと思う。 12 月 10 日の町議会において、加藤議員、小黒議員から低周波に関して音が遠くまで響くので影響がないようにしてほしいとの質問に対して、総務課長から近くに民家はないとの回答があった。しかし、風力発電の事業予定地の小木ノ城の稜線一帯を国道 116 号線の沿線から見通せる地域が相当ある。町役場、川西地区のてまり団地、国道 352 号沿いの住宅地など広範囲に渡る。町の担当者へ十分な説明がなされていないのではないか。楽	音の感じ方には個人差があること、気象や地形による伝搬特性が異なることにより、実環境において一律の距離基準を設けることは困難であると認識しておりますが、一つの定量的な指標として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考にしながら、実行可能な範囲で離隔を確保する必要があると考えております。 方法書手続きにおいて、住民説明会を 3 か所において実施し、調査、予測及び評価の手法について説明いたしました。また、行政とも適宜協議を実施しております。 今後の手続きにおいて、事業計画の具体化の過程で、現地調査を踏まえた予測を実施し、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を参考にしながら評価いたします。また、地形や気象等の影響を踏まえ、周辺住宅等への影響を適切に把握し、風力発電設備を住宅等から可能な限り離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。なお、その結果については準備書にてお示しいたします。

	観的な見通しのまま建設にふみ切りあとから騒音公害とならないのか既設の他の地域の事例などを踏まえた確実な情報の開示を求める。 尚、騒音が人間に与える影響はその音の大きさなどで評価できるが事業予定地に棲息する動物に対する影響の評価はどのようになっているのか説明がない。	現時点では、風力発電機による騒音等によって、イノシシやタヌキ、シカといった動物が山から人里に降り、結果として獣害が増加したといった科学的に証明された知見は確認できておりません。
42	3. 動物に与える影響 騒音の問題でも触れたが、騒音はイノシシやタヌキ、シカなどにも影響を与えると思う。人間ならば、うるさいと口にすることができる。多くの動物にとっても風車が発する音は騒音と感じると思う。てもしかし多くの動物は騒音が我慢できないほどであってもそれを表現できない。結局、騒音を避けるため、どこかに移動(移住)することになると思う。 小木ノ城連峰の周辺では、今でもイノシシやタヌキ、ハクビシンなどによる獣害が多発している。これらの動物が騒音を避けて里に降りてきて更に獣害が多発する可能性が考えられる。 発電施設の建設や発電施設の維持の為に道路を新設したり拡幅する必要があると思う。その施設や道路も各種動物の棲息地となっており、施設の建設と同時に動物達は棲息地を追われることになり、確実に獣害が多発するようになると思う。 これら予測される獣害に対する対策の記述がないが、対策は地域の住民の責任と考えているのか、それとも発電事業者の責任において対策するのか示してもらいたい。 獣害対策として最も確実な方法として駆除が考えられるが、鳥獣保護法などがあり、誰でも簡単に駆除と言うわけにはいかない。また、獣害対策として電気柵の設置なども考えられるが、広範囲に設置する費用は誰が負担するのか。また、仮に電気柵を設置してもいずれ動物は学習して避ける方法を覚え、効果がなくなるとの情報もある。	現時点では、風力発電機による騒音等によって、イノシシやタヌキ、シカといった動物が山から人里に降り、結果として獣害が増加したといった科学的に証明された知見は確認できておりません。 騒音に関する影響及び拡幅等による生息地の改変といったものが動物に与える影響については、回避又は低減できるような事業計画の策定に努めるとともに、今後、最新の知見を収集しながら、適切な予測及び評価に努めます。 一方で、獣害は本事業による影響かどうかの判断をすることは難しいと考えております。また、弊社の事例においても獣害への影響は確認されておりません。なお、獣害は環境影響評価項目にはございませんが、今後、情報の収集に努めるとともに、必要に応じて適切な対応を検討いたします。
43	4. 施設の建設・維持の為にエネルギー消費 風力発電は再生可能エネルギーとの触れ込みだが、その建設と施設の維持には、大量の電気以外のエネルギー(燃料など)を使うはずだ。施設の建設、維持管理の為に消費する電気以外のエネルギーと発電される電力のエネルギーの対比、差し引きを示してもらいたい。また、風は常に一定の風速があるわけではない。風速はゼロのときもある、風速ゼロならば発電量はゼロとなるが、自然の不安定さを補う他の発電施設の為に消費される他のエネルギーも含めて風力発電のエネルギー効率を考えるべきだと思う。 風力発電を補助的な発電設備と考えるのならば余りに出力が低く、不安定であり、他の火力発電などと比較して非効率な設備だと思うが、他の発電方法との比較を示すべきだと思う。	風力発電機の建設時には工事工程の効率化や工事車両を必要最小限に抑制することでエネルギーの省力化に努めます。なお、現時点では風力発電機の基数が決まっていないため発電量は確定しておらずお示しできません。 風力発電のエネルギー効率は、一般的に25%程度あり太陽光発電の12~13%程度と比べ、高い数値となっております。 現時点では、国内の再生可能エネルギー導入の割合は少なく、この割合を上げていく必要があると考えております。今後、再生可能エネルギーの普及により火力発電等の化石燃料を用いた発電によるCO₂の排出の削減に微力ながら貢献したいと考えております。

○日刊新聞紙における公告

新潟日報（令和 2 年 11 月 6 日（金）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）長岡風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 日立サステナブルエナジー株式会社
代表者の氏名 取締役社長 石田 桂
事務所の所在地 茨城県日立市幸町三丁目二番二号
二、対象事業の名称 （仮称）長岡風力発電事業
種類 風力発電所設置事業（陸上）
規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット
基数：最大十一基

三、対象事業実施区域 新潟県長岡市及び出雲崎町の行政界周辺
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 新潟県長岡市、出雲崎町、柏崎市、刈羽村
長岡市役所（環境政策課、三島支所市民生活課、和島支所市民生活課、与板支所市民生活課）、出雲崎町役場（ロビー）、柏崎市役所（市役所一階ロビー、環境課（グリーンセンター）、西山町事務所）、刈羽村役場（福祉保健課一階二番窓口）

五、縦覧の場所・時間

電子縦覧
期間

http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/
令和二年十一月六日（金）から
令和二年十二月七日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和二年十二月二十一日（月）までに問い合せ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、西越地区農村環境改善センター（新潟県出雲崎町大字沢田四三九一）令和二年十一月二十日（金）十九時から
二、みしま会館（新潟県長岡市上岩井一二六〇番地一）令和二年十一月二十一日（土）十時から

三、西山ふるさと館（新潟県柏崎市西山町坂田七二七四）令和二年十一月二十一日（土）十五時から

八、問い合せ先 日立サステナブルエナジー株式会社
〒三二一七〇〇七三 茨城県日立市幸町三丁目二番二号

電話番号〇二九四（五五）七八〇八（担当）事業開発第一グループ

○広報におけるお知らせ

ながおか 市政だより (令和2年11月号 No.794)

健(検)診、まだならすぐに申し込みを

新型コロナウイルスの感染防止のため、完全予約制で成人の健(検)診を実施しています。日時や場所は、市政だより9月号(追加実施分)、市ホームページ、健康カレンダーで。

健康課 ☎32・5000、各支所市民生活課 ※申し込み後、案内を送付します



4月に配布した健康カレンダー

新成人限定 お酒から、健康を守るために アルコール体質パッチテスト

腕にパッチを貼るだけで、お酒への適性がチェックできます。時間は約20分。テスト結果と共に、お酒との付き合い方のポイントを保健師が解説します。
 回来年3月31日までの平日午前8時30分～午後4時30分(随時) 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ 100人先着 健康課 ☎39・7508



かわぐち



無料で限年100人！
 大切なお子さんやお孫さんとお酒で失敗しないように、早めにテストを勧めます。

⑤ 4月に配布した健康カレンダー
 ⑥ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑦ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑧ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑨ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑩ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑪ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑫ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑬ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑭ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑮ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑯ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑰ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑱ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑲ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑳ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000

① 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ② 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ③ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ④ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑤ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑥ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑦ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑧ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑨ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑩ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑪ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑫ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑬ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑭ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑮ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑯ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑰ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑱ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑲ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000
 ⑳ 11月11日(火)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・5000

● 再就職合同企業説明会
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

● 子育て・子育て課
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

● パパママサクール
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

● 税金返済に関する無料相談会
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181



▲新しい上川西コミュニティセンター

● 上川西コミュニティセンター
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

● 市有財産を売却します
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

● 保育士就職ミニ相談会
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

● 意見書を提出できます
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181
 11月12日(水) 26日(木)午後1時30分～4時 健康課 ☎32・1181

まちのできごと

記者は見た

IZUMOZAKI TOWN NEWS

秋の全国交通安全運動

9月21日(例)～30日(例)に、秋の全国交通安全運動が実施され、町内3か所で街頭指導が行われました。

町交通安全協会や女性ドライバーの会が中心となり、通学路や交通量の多い道路で標識が書かれた横断幕やブラカードを掲げて、交通安全を呼びかけました。

元気な小学生たちは、信号が青になると手を上げて横断歩道を渡っていました。



出雲崎小学校で

地域おこし協力隊が授業

10月6日(例)に出雲崎小学校の6年生が地域おこし協力隊の活動について学びました。

地域おこし協力隊の坂東さんに、児童から地域おこし協力隊という仕事についての質問が寄せられ、制作した動画を交えて丁寧に回答していました。

6年生は今後、坂東さんと一緒に卒業写真を自分たちで撮る活動を行っています。

(仮称)長岡風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会の実施について

日立サステナブルエナジー株式会社が計画している「(仮称)長岡風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧および住民説明会を次のとおり実施します。

■縦覧期間および意見書受付期間

・令和2年11月6日(例)～12月21日(例)

※事業者ホームページでも閲覧が可能です。<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

■縦覧場所

・出雲崎町役場 ロビー

■意見書の受付

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見書箱へ投函するか、お問い合わせ先へ郵送により12月21日(例)(当日消印有効)までに提出してください。

■住民説明会

・日時: 令和2年11月20日(例) 午後7時から

・場所: 西越地区農村環境改善センター

■お問い合わせ先

・日立サステナブルエナジー株式会社 担当: 事業開発第一グループ (☎0294-55-7808)

〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号

※特に記載のないものは、申し込み不要、料金無料です。
お知らせ ※イベントなどに参加される方は「新しい生活様式」を実践し、感染防止に取り組みましょう。

お知らせ

広報かしわぎは、無料スマホアプリ「マチイロ」でも読むことができます。

制度・くらし

市税の納付を延長できます

▼対象：新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、市税を納期限内に納付することが困難な方

※個人・法人は問いません

▼延滞の対象となる納期限：令和3(2021)年2月1日(月)までのもの

※政令により納期限が改められました。

▼延滞の期間：1年の範囲で完納できると認められる期間

▼申請の期限：各納期限

※詳細は市ホームページをご覧ください。また、直接または電話でお問い合わせください。

図納税課

☎21・22252
☎21・4700

制度・くらし

まち

市民の暮らし

子育て

健康

講座・教室

イベント

日立サステナブルエナジー

綱が計画している(仮称)長岡風力発電事業の環境影響評価方法を協議できます

▼内容：長岡市・出雲崎町の周辺で計画している風力発電事業の「環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会を行います。環境保全の見地から、市民の皆さんに意見を伺います。

▼縦覧期間：11月6日(金)～12月7日(月)

▼設置場所

●市役所1階ロビー

●環境課(グリーンセンター)

●西山町事務所

※事業者ホームページでも閲覧できます。

▼意見の提出方法：縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入し、意見書箱に投函、もしくは郵送(12月21日(月)3日消印有効)で、日立サステナブルエナジー㈱事業開発第一グループ

日立サステナブルエナジー㈱が計画している(仮称)長岡風力発電事業の環境影響評価方法を協議できます

▼内容：長岡市・出雲崎町の周辺で計画している風力発電事業の「環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会を行います。環境保全の見地から、市民の皆さんに意見を伺います。

▼縦覧期間：11月6日(金)～12月7日(月)

▼設置場所

●市役所1階ロビー

●環境課(グリーンセンター)

●西山町事務所

※事業者ホームページでも閲覧できます。

▼意見の提出方法：縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入し、意見書箱に投函、もしくは郵送(12月21日(月)3日消印有効)で、日立サステナブルエナジー㈱事業開発第一グループ

日立サステナブルエナジー㈱が計画している(仮称)長岡風力発電事業の環境影響評価方法を協議できます

▼内容：長岡市・出雲崎町の周辺で計画している風力発電事業の「環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会を行います。環境保全の見地から、市民の皆さんに意見を伺います。

▼縦覧期間：11月6日(金)～12月7日(月)

▼設置場所

●市役所1階ロビー

●環境課(グリーンセンター)

●西山町事務所

※事業者ホームページでも閲覧できます。

▼意見の提出方法：縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入し、意見書箱に投函、もしくは郵送(12月21日(月)3日消印有効)で、日立サステナブルエナジー㈱事業開発第一グループ

マチイロ
ダウンロードはこちら



▲iOS
▲Android

日立サステナブルエナジー㈱ HP

日立サステナブルエナジー㈱
事業開発第一グループ
☎0294・55・7808



日立サステナブルエナジー㈱
事業開発第一グループ
☎0294・55・7808

10月1日から、新潟県の最低賃金が831円に

変更前：830円(時間額)
変更後：831円(時間額)
※この額は、県内全ての労働者とその使用者に適用されます。

図新潟労働局労働基準部資金室
☎025・2288・3504
☎025・2288・3515

柏崎コレクションピレッジ 冬季休館

▼期間：12月1日(火)～令和3(2021)年2月28日(日)

※休館期間中の見学を希望する方はお問い合わせください。

図商業観光課

☎21・2334
☎24・7714

柏崎港観光交流センター「夕海」冬季休館

▼期間：12月1日(火)～令和3(2021)年3月31日(水)

※休館期間中は、トイレのみ使用できます。

図商業観光課

☎21・2334
☎24・7714

史跡・飯塚邸 冬季休館

▼期間：12月1日(火)～令和3(2021)年3月31日(水)

図博物館

☎22・0567
☎22・0568

ごども自然王国 11月からの営業が変わります

▼内容：11月1日(火)～令和3(2021)年3月31日(水)は、大規模改修のため本館施設を休館します。お問い合わせや来年度の予約受け付けは通常通り行います。

●レストランもりもり亭Ⅱ高柳ガルのスキー場で営業

●野外広場Ⅱ11月15日(日)まで営業

●体験Ⅱ工作体験、野外ウォークラリーは11月15日(日)まで開催



図ごども自然王国

☎41・3355
☎41・3515

お知らせ ～福祉保健 welfare & Health～

（仮称）長岡風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧

新潟県長岡市および出雲崎町の行政界周辺において、日立サステナブルエナジー株式会社が計画している「（仮称）長岡風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧並びに住民説明会を次のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

◆縦覧書類

（仮称）長岡風力発電事業環境影響評価方法書

◆縦覧場所

役場福祉保健課（1階 2番窓口）

◆縦覧期間

令和2年11月6日（金）～12月7日（月）

※意見書は縦覧開始日から12月21日（月）まで設置

※事業者ホームページでも閲覧が可能です。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

◆意見書の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・内容をご記入の上、縦覧場所に設置しております意見箱へ投函くださるか、問い合わせ先へ郵送によりご提出ください。

意見受付締切日：12月21日（月）※郵送の場合は、当日消印有効



◆住民説明会

日時：令和2年11月21日（土）
（15：00～17：00）

場所：西山ふるさと公苑内の西山ふるさと館
（新潟県柏崎市西山町坂田717-4）

◆意見書の提出および問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社
担当：事業開発第一グループ

〒317-0073

茨城県日立市幸町三丁目2番2号

TEL 0294 (55) 7808

保健師からの健幸情報 vol.137

～フレイルを知って

早めの介護予防を！～

フレイルとは、年をとって体が弱くなった状態を指します。そのまま放置すると要介護状態になる可能性があります。大事なことは早めに気づいて、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることが出来ます。

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。栄養、身体活動、社会参加を見直すことで活力ある日々を送りましょう。

○1日3食、10品目を満遍なく食べて、低栄養を防ぎましょう。
卵、魚介類、肉、大豆・大豆製品、海藻、緑黄色野菜、いも、牛乳・乳製品、果物、油脂
毎日食べれているかチェックしてみよう。

○ウォーキングは手軽な有酸素運動
有酸素運動には心肺機能を高めたり、動脈硬化を予防する効果があります。まずは今までよりも10分程度、歩く時間を増やすことから始めましょう。

○閉じこもり生活にならないで
感染を恐れるあまりに出掛ける機会を極端に減らすと、マスクや手洗い、3密（密閉、密集、密接）を避ける、人との距離を確保しつつも近所との交流、趣味や地域の活動に参加しましょう。

フレイルチェック

※1つでも当てはまれば、フレイル予防に取り組みましょう。

- ☐ 半年で体重が2～3kg減った
- ☐ 以前よりも疲れやすくなった
- ☐ 外出が減ったり、人と話すことが減った
- ☐ ペットボトルのふたが開けにくくなった
- ☐ 横断歩道を青信号の間に渡りきるのが難しくなった



役場福祉保健課
TEL 02557(45)3916

○インターネットによるお知らせ

日立サステナブルエナジー株式会社 ウェブサイト（お知らせ）

[日立キャピタル](#)
[お問い合わせ](#)

[サイトトップ](#)
[会社概要](#)
[経営の基本方針](#)
[連結子会社一覧](#)

社会価値創造企業をめざして

地球環境を考え、社会の発展と豊かなくらしの実現のため、新しい価値を創造し提供いたします。

当社からのお知らせ

「（仮称）長岡風力発電事業 環境影響評価方法書」

本方法書は「（仮称）長岡風力発電事業」に係る環境影響評価の一環として「環境影響評価法」、「発電所アセス省令」、「電気事業法」に基づき、所要の事項をまとめたものです。

- 00 方法書 表紙・目次（PDF形式）
- 01 方法書 第1章（PDF形式）
- 02 方法書 第2章（PDF形式）
- 03 方法書 第3章（PDF形式）
- 04 方法書 第4章（PDF形式）
- 05 方法書 第5章（PDF形式）
- 06 方法書 第6章（PDF形式）
- 07 方法書 第7章（PDF形式）
- 08 方法書 第8章（PDF形式）
- 09 要約書（PDF形式）
- ご意見記入用紙（PDF形式）

（意見書の受付期間）
令和2年11月6日（金）～令和2年12月21日（月）まで

（意見書の提出方法）
意見書をダウンロードいただき、上記期間までに下記送付先へ郵送ください（当日消印有効）

（送付先）
〒317-0073 茨城県日立市幸町三丁目2番2号
日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ 宛

※上記PDFを快適にご利用いただくために、Internet Explorerでの閲覧を推奨しております。

お問い合わせ

関連リンク

[再生可能エネルギー](#)

日立キャピタルグループの再生可能エネルギー事業で、事業計画から運転開始・保守サービスまで、お客様の事業をフルサポートします。

[環境活動](#)

日立キャピタルグループの持続可能な社会・環境の実現に向けた活動をご紹介します。

〇お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称)長岡風力発電事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和2年11月6日(金)～令和2年12月7日(月)まで
(土・日・祝日を除く開庁時。)

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称)長岡風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記住所までご郵送をお願いいたします。

○受付期間 令和2年11月6日(金)～令和2年12月21日(月)まで
(郵送の場合は、令和2年12月21日(月)の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒317-0073

茨城県日立市幸町3丁目2番2号

日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. お問い合わせ先

日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号

TEL: 0294-55-7808

※方法書及び要約書は日立サステナブルエナジー株式会社のホームページでも公表しています。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

縦覧についてのお願い

- ◆方法書や要約書は皆様にご覧いただけるよう縦覧を実施しておりますので、持ち出しはご遠慮ください。
- ◆著作権等の都合上、方法書や要約書のコピーや写真撮影はご遠慮ください。
- ◆縦覧物の内容をメモに取っていただいても構いませんが、縦覧物への直接の記入はご遠慮ください。
- ◆縦覧期間中は、方法書や要約書をインターネットでもご覧いただくことができます。本事業の事業者である日立サステナブルエナジー株式会社の下記のホームページをご参照ください。

<http://www.hitachi-sustainable-energy.co.jp/>

◎その他、縦覧に際して、ご不明な点等がございましたら、

下記の〈お問合せ先〉までご連絡ください。

〈お問合せ先〉

日立サステナブルエナジー株式会社 事業開発第一グループ

〒317-0073 茨城県日立市幸町3丁目2番2号

TEL : 0294-55-7808

ご意見記入用紙

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の提出期限 令和2年12月21日(月)[当日消印有効]

令和2年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。

